



|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| の | 中 | 払 | 払 | 償 | 償 | 後 | 第 |
| 取 | 途 | 込 | 込 | 還 | 還 | の | 二 |
| 扱 | 換 | 場 | 期 | 金 | 期 | 利 | 期 |
| い | 金 | 所 | 日 | 額 | 限 | 子 | 以 |

には一円とする。ただし、受  
個人向け国債の発行等に關する省令は、  
第六十八号（平成十四年財務省令  
第十二条）に規定する受入経過利子が発  
生しない銘柄については零と  
する（次号において同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.06}{100}$$

初期利子支払期の6カ月前の日  
から発行日までの日数

୩  
୮  
୮

(二) 平成二十八年二月十五日以

後の繰合額面金額十経過利子に相当する金額—利子に相当する金額

## 十七 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人  
向け国債を有する者（相続税法  
（昭和二十五年法律第七十三号）  
第二十一条の四第一項に規定す  
る特別障害者扶養信託契約の受  
益者を含む。）が、死亡したと  
きにはその相続人が、又はその  
居住する市町村（特別区を含み、  
地方自治法（昭和二十二年法律  
第六十七号）第二百五十二条の  
十九第一項の指定都市にあつて  
は、当該市又は当該市の区とす

(二) 領面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 利子に相当する額 ×  $\frac{79.685}{100}$  + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )

(二) 平成11十七年11月十五日備  
田本體の額面金額 - (経過利子に相当する金額)  
即ち金額 + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額